

平成十六年国土交通省令第十三号

下水道法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項及び第五条の面積を定める省令  
下水道法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百三十五号）附則第二条第二項及び第五条の規定に基づき、下水道法施行令の一部を改正する政令附則第一条第二項及び第五条の面積を定める省令を次のように定める。

下水道法施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項及び第五条の規定に基づき、下水道法施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項及び第五条の面積を定める省令を次のように定める。

下水道法施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項及び第五条の規定に基づき、下水道法施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項及び第五条の面積を定める省令を次のように定める。

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則